

坂の上訪問リハビリテーション曳馬野運営規程

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

第 1 条 医療法人社団心が開設する介護老人保健施設坂の上ろうけん曳馬野（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション坂の上訪問リハビリテーション曳馬野（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第 2 条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の居宅を訪問して、心身の機能の維持向上を図り、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう理学療法士等が必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（指定(介護予防)訪問リハビリテーションの運営方針）

第 3 条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの運営方針は次の通りとする。

- (1) 要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な方法により作成されたサービス計画に基づき、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ることに努める。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供にあたって、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると認めた利用者に提供するものとする。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第 4 条 事業を実施する事業所の名称及び所在地、連絡先は次のとおりとする。

- (1) 名称 坂の上訪問リハビリテーション曳馬野
- (2) 所在地 〒433-8123 浜松市中央区幸 4 丁目 36-3
- (3) 連絡先 TEL 053-416-2015 FAX 053-416-2025

(職員の職種別員数)

第5条 指定(介護予防)通所訪問リハビリテーションの職種別職員は次の定数以上とする。

- (1) 管理者＋医師 1名
- (2) 理学療法士・作業療法士、言語聴覚士 1名以上（非常勤専従）

(職員の職務内容)

第6条 職員の職務は次の通りとする。

(1) 管理者

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリの方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士、および言語聴覚士

理学療法士等は利用者に対し交付した計画書に基づき適切な機能回復訓練を行い、自立した生活援助に従事する。

(営業日、営業時間及びサービス提供の時間及び延長の有無)

第7条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、国民の休日を含む月曜日から金曜日の8:30～17:30とする。但し、年末年始（12月31日から1月3日）は休みとする。

(指定(介護予防)通所リハビリテーションのサービス内容)

第8条 指定(介護予防)通所リハビリテーションのサービス内容は次の通りとする。

(1) リハビリテーションは、身体評価を行った上で療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し利用者・家族に説明し同意を得て、当該計画書を交付する。

(2) 交付したリハビリテーション計画書の内容に基づき機能練習、動作練習、ストレッチ、リラクゼーションだけでなく居宅での自立した生活を支援する為に介護指導福祉用具の選定、環境評価、生きがい作りにまで至る。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。

(苦情処理)

第10条 苦情・相談窓口を設置し円滑かつ迅速に対応することとする。また苦情処理の内容を記載・保管する事とする。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

- 第 12 条 通常の事業の実施地域は、当事業所より片道実測 6km 圏内 *具体的な地域としては下記のとおりとする。

下池川町、中沢町、元浜町、山下町、上島、十軒町、新津町、助信町、早出町、高林、茄子町、曳馬、曳馬町、細島町、鴨江、鴨江町、栄町、中山町、三組町、塩町、菅原町、平田町、成子町、旅籠町、元魚町、海老塚、海老塚町、鹿谷町、蜷塚、城北、高町、布橋、広沢、文丘町、山手町、和地山、住吉、和合北、和合町、富塚町、旭町、池町、尾張町、鍛冶町、北田町、元目町、紺屋町、肴町、明神町、大工町、田町、千歳町、伝馬町、利町、松城町、元城町、連尺町、板屋町、中央、常磐町、野口町、八幡町、早馬町、東田町、船越町、木戸町、佐藤、北寺島町、砂山町、葵西、葵東、小豆餅、泉、泉町、幸、高丘北、高丘町、高丘西、高丘東、西丘町、萩丘、花川町、有玉北町、有玉台、有玉西町、有玉南町、大島町、大瀬町、積志町、中郡町、西ヶ崎町、半田町、半田山、市野町、小池町、天王町、中田町、原島町、篠ヶ瀬町、上新屋町、上西町、神立町、将監町、西塚町、丸塚町、宮竹町、豊岡町、初生町、東三方町、三方原町、内野台、染地台

*それを超える地域については要相談。

(緊急時における対応方法)

- 第 13 条 この事業の提供を行なっている時に利用者に病状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに利用者緊急カードに記載されているかかりつけの主治医への連絡を行い、指示を求める。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を行うものとする。
- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止の為の指針の整備を行う。
 - (3) 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に行う。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するようにする。

(身体的拘束等に関する事項)

第 15 条 事業所は、身体的拘束等の適正化の推進のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(職員の服務規律)

第 16 条 事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。含むにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を定める。

(管理者への委任)

第 18 条 管理者はこの規定に定めるものの他、入所の運営に関し必要な事項はその都度定める。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 その他施設運営に関する重要事項は次の通りとする。

- (1) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
継続研修 年数回
その他 随時勉強会を開催
- (2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) 運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者の負担額及び苦情処理対応等のプライバシーポリシーについては事業所内に掲示する。
- (5) 事業所は、適切な訪問リハビリテーションサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 心 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成 30 年 8 月 15 日より施行する。
令和 6 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 6 月 1 日 改正